

家畜保健衛生所情報

令和7年6月23日

牛飼養農家
の皆様へ



EU 等向け牛肉輸出に関する 対応が変わりました

R6年4月発行の家畜保健衛生所情報（6-1）において
「EU における規則の変更に伴い、出生～と畜の間にホスホマイシン
（抗菌剤）が投与された牛は、EU 向けに輸出ができなくなります。」
とお伝えしましたが、今回新たにエストラジオール（性ホルモン剤）
の成分を含む製剤が追加されました。

EU 等では上記動物用医薬品の家畜への使用が生涯禁止されており、
EU 等向けに輸出する際は「EU 等における使用禁止薬剤の使用に係る
申告書」が必要になります。

（EU 等とは：EU、英国、スイス、リヒテンシュタイン、ノルウェー）

※ 詳しくは別紙「酪農家・繁殖農家・肥育農家のみなさまへのお願い」を
ご確認ください。

ホスホマイシン：主に子牛の肺炎・下痢症の治療薬として日本では承認され
ている。代替薬及びワクチンもあり。

エストラジオール：主に雌牛に人工授精等を行う際の発情誘起や 発情同期化、
繁殖障害の治療薬としてのみ日本では承認されている。
エストラジオールを使用しない手法もある。

大阪府家畜保健衛生所 〒598-0048 泉佐野市りんくう往来北1-59

TEL 072-458-1151 FAX 072-458-1152
